

サッカースクール規約

第1条（名称および所在地）

本スクールは、トリトン藤沢サッカースクール(以下当スクールという)と称し、特定非営利活動法人トリトン藤沢スポーツクラブが主催、監修、運営をし、本部事務所を神奈川県藤沢市辻堂東海岸3-9-8に置きます。

第2条（目的）

当スクールは、専任コーチ制による一貫指導により、サッカーおよび運動競技全般の技術の向上および普及に努めると共に、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。

第3条（構成）

当スクールは、U7,U8,U9,U10,U11,U12のカテゴリーを設けて、人数に応じて該当年度のカテゴリー数が決定します。

選手クラスはU10とU12として設定し、選抜クラスとして各種セレクションやコーチ判断で決定します。

第4条（入会資格及び手続き）

当スクールに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、当スクールが入会に適すると認めた者（以下会員という）とします。又、未成年者の場合親権者の許可を条件とし、所定の入会申込書及び誓約書に必要事項を記入捺印し、提出することとします。

第5条（入会金、年会費等）

1. 会員は、別に定める入会金、年会費、月学費、個人用具費を所定の期日までに納入するものとします。一旦納入した各費用は、不可抗力による場合を除いてはお返しいたしません。

第6条（費用の支払い方法）

本規約に基づく費用等の支払い方法は、口座引き落とし対象の銀行から毎月20日（20日が銀行休業日の場合は翌営業日）に引き落としにより支払うものとします。その際の金融機関への振込手数料（消費税含む）は会員負担とします。誤って入金した場合の返済も同様となります。

税抜き表示（税抜）と記載のないものは原則税込み価格となる。割引は送迎などは原則実費扱いでの費用となる為、税込みにて一律扱いとする。

振込ができなかった場合は、会員から当スクール指定口座へ月末までに遅延手数料（¥216）と共に振込むこととなります。その際の金融機関への振込手数料（消費税含む）は会員負担とします。誤って入金した場合の返済にかかる手数料も同様とします。

遠征及び有料施設での振替や練習試合などでは実費負担が別途掛かりますので、参加者人数での現地按分と致します。

第7条（遵守事項）

会員は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとします。

第8条（活動期間）

当スクールの活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月末までの1年間とします。スクール回数は、原則として各クラス週1曜日(年間40回)・週2クラス(年間80回)とします。また、雨天代替については、極力振替日を設けることとしますが、その決定及び日程調整は当スクールに一任するものとします。

第9条（届出事項の変更）

会員は、当スクールに届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、所定の届出用紙により遅滞なく当スクール届出るものとします。尚、前述の届出がないため当スクールからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとします。

第10条（入会）

入会日は受講開始日とします。年度途中の入会の場合、月途中の入会も認めますが、月学費は入会月よりかかります。

第11条（退会）

1. 会員が会員都合により退会する場合は、所定の届出用紙により退会を希望する月の前月15日までに当スクールに退会届を提出し、当スクールの承認を得るものとします。

2. 退会を希望する月の前月15日までに退会届が提出されていない退会希望者は、退会希望月の月学費を支払うものとします。

3. 一旦退会した会員が再入会する場合、再入会手数料を支払うものとします。

第12条（休会）

1. 会員が会員都合により休会する場合は、所定の届出用紙またはメールなどの記録媒体により、休会を希望する前月15日までに当スクールに休会届を提出し、当スクールの承認を得るものとします。ただし、前月15日から休会希望月初回スクール開催予定日までに突発的な傷害により1ヶ月以上休む場合はこの限りではなく、休会希望月初回スクール開催予定日までに所定の届出用紙またはメールなどの記録媒体により当スクールに休会届を提出し、当スクールの承認を得るものとします。

2. 休会を希望する月の前月15日までに休会届が提出されていない休会希望者は、休会希望月の月学費を支払うものとします。ただし、前月15日から休会希望月初回スクール開催予定日までに突発的な傷害により休会する場合はこの限りではありません。

3. 連続して3ヶ月以上休会の場合は、4ヶ月目以降毎月2,000円（税抜）が口座よりお引き落としとなります。

第13条（復帰）

1. 休会した会員が復帰する場合は、所定の届出用紙またはメールなどの記録媒体に復帰希望月を記入し、速やかに当スクールの承認を得るものとします。

2. 休会した会員が復帰した場合、復帰月より月学費を支払うものとします。

第14条（継続）

会員が年度を越えて継続を希望する場合には、継続手続きを行い当スクールの承認を得るものとします。尚、継続手続きによる更新はユース(中学3年生)までとします。ただし、選考が必要となるクラスに関してはその段階で実施されるテストに合格した者とします。

第15条（保険）

会員は入会手続き完了後、スポーツ安全保険に加入となります。加入手続きは当スクールが行い、保険料負担は当スクールが負うものとします。傷害事故の場合における補償は加入する保険会社の約款通りとなります。

第16条（負傷時の処置）

会員が練習時または試合時に負傷した場合には当スクールが応急処置を施します。ただしその後の治療、入院、通院等については各家庭で責任を持って行うものとし、当スクールは一切責任を負わないものとします。

第17条（除名）

会員（親権者含む）が、次の事項等に該当するとき、その他当スクールが会員として不適格と判断した者に対し、当スクール会員より除名することができるものとします。

1. 本規約に違反したとき又は違反したと判断したとき
2. スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき
3. 月学費・諸費用等を2ヶ月以上滞納したとき

第18条（休講・閉鎖）

当スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他当クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとします。その際に月会費等のご返金は出来かねますので、ご了承ください。また、COVID-19を始めとした感染症等により緊急事態宣言ならびに、感染防止対策に基づき2週間以上の休講となる場合は、原則ビデオチャット（ZOOM, BAND）を使用してリモートでのスクール開講と致します。その際の月会費等も原則返金出来かねますので、ご了承下さいませ。

第19条（免責）

会員は、当スクールにおける盗難、傷害その他の事故について、当スクールに対し何ら損害賠償を求めず、当スクールは賠償しないものとします。

第20条（付則）

当スクールは必要に応じ、随時本規約を改正できると共に、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。尚、本規約の変更について当スクールより変更内容通知後又は、新会員規約を送付後にスクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなします。

第21条（発効）

本規約は、2016年9月2日より発効するものとします。

第22条（改定）

本規約は、2018年9月1日に改定となりました。

本規約は、2020年7月1日に改定となりました。